

平成25年度 臨時理事会 議事録

日 時 平成25年10月27日(日)
場 所 千葉県総合スポーツセンタースポーツ科学センター第3研修室
出席数 24名
開 会 午後1時30分

1 会長挨拶(大岩会長)

天候もよく御予定のある方も多いと思われ、また御多用の中臨時理事会に御出席いただき感謝する。本日は本協会の一般財団法人化について御審議いただく。非営利団体としての本協会の活動を活発化させることが趣旨であり、来年3月までに全ての手続きを終了させて改革を進めたい。本日は原案がまとまったので皆様にお示しする。決議事項になるのでよろしく審議をお願いする。

2 議事

協議事項

(1) 千葉陸上競技協会一般財団法人化について

ア 定款について(長谷川 副会長)

一般財団法人として定款について説明する。従前の寄付行為が定款にあたる。法律による規制を受ける。現行の運営とは組織の面など若干異なる部分もあるが、内容としては大きく変わることはない。

法人化の理由は日本陸上競技連盟からの各都道府県に法人化の依頼であり、陸上競技の社会的な位置づけや組織としてのガバナンスの強化を目的としている。また、最近の社会的事情にも考慮し進めている。本協会では第3回理事会において法人化実行委員会の設立が報告され、日本陸連との調整も行いながら5回の実行委員会を経て検討を進め、千葉県の実態に合わせた原案を作成した。すでに41都道府県が法人化を完了しており、未実施県においても法人化に向け検討されている。承認が得られれば直ちに登記を行う。

(説明) 定款について資料に基づき説明 ※資料参照

(資料訂正) 7ページ10行目 附則2 成立(誤)→設立(正)

8ページ8行目 日付 平成26年(誤)→平成 年(正)

定款について承認いただければ公証役場等に提出する。御承認いただきたい。

(承認) 質問意見無し、満場一致で承認された。

イ 規定について（藤原 副会長）

定款の第49条を受け本協会の円滑な運営のために、現行の要覧にある規約、諸規定を踏襲しながら規定の原案を作成した。

（説明）規定について資料に基づき説明 ※資料参照

（資料訂正）5ページ30行目 附則 登記の日（平成26年4月1日）（誤）

→登記の日（平成 年 月 日）（正）

文章化していないが、顧問、参与については副会長3期以上在任し退任したとき顧問へ・監事、委員長3期以上在任し退任したとき参与へ推薦する。

会長、副会長、監事への70才以上での新任登用はしない。75才定年との整合性を取る。

役員改選の運用は複雑であり、改選当日に詳細に説明する。

（質問）来月役員改選を行うのか？（塩谷理事）

（回答）12月に改選する。役員は1年任期、評議員のみ3年の任期となる。（藤原）

（質問）現行では組織の名称は自由であるが、「連盟」、「協会」は使用できない。また、市（町村）名+市（町村）陸上競技協会の形も認められているが変更はないか？

（稲田理事）

（回答）要覧、ルールブックと同様である。

（承認）特に異議なく承認された。

（補足説明）

現行の役員、理事は移行措置により平成26年3月31日までが任期となる。

閉会 午後2時23分（閉会時 24名）